

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の38第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存または移転の登記をすることについて異議ある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年4月26日

新城市長 下 江 洋



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称	一鍬田区自治会
区域	新城市一鍬田（但し東清水野区域及び寿楽荘を除く）の全域
主たる事務所の所在地	愛知県新城市一鍬田字九五41番地2

2 不動産に関する事項

(1) 土地の地目、面積及び所在地

番号	地目	面積 (㎡)	所在地
1	田	283.00	新城市一鍬田字荒神場1番3
2	畑	128.00	新城市一鍬田字荒神場2番
3	畑	145.00	新城市一鍬田字荒神場23番1

(2) 所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	住所
白井久吉	八名郡八名村大字一鍬田字仮塚40番地

3 公告期間

令和6年4月26日から令和6年7月26日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項及び別記に規定する異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書の様式に必要な事項を記載し、不動産の登記事項証明書、住民票の写し及び登記関係者等であることを確認できる書類を添えて新城市市民協働部市民自治推進課へ提出してください。

